

令和元年11月5日

法教育推進協議会教材作成部会委員 磯山 恭子
(静岡大学教育学部教授)法教育授業実施者 守屋 貴光
(静岡大学教育学部附属静岡小学校教諭)

法教育授業実践報告

(小学生向け法教育視聴覚教材「けんかの解決方法を考えよう！」)

1 実施日時

令和元年10月30日(水) 午後1時50分～午後3時30分(第5・6時限)

2 実施校等

(1) 実施校

静岡大学教育学部附属静岡小学校

(2) 学年

第4学年

(3) 教科等

社会科

(4) 指導者

同校教諭 守屋 貴光

3 単元等

(1) 単元(学習指導要領における位置付け)

「こんなときどうする?～けんかをしたら～」

(小学校学習指導要領)

特別の教科 道徳

A 主として自分自身に関すること

[正直, 誠実]

〔第3学年及び第4学年〕

過ちは素直に改め, 正直に明るい心で元気よく生活する。

C 主として集団や社会とのかかわりに関すること

[規則の尊重]

〔第3学年及び第4学年〕

約束や社会のきまりの意義を理解し, それらを守ること

社会科

〔第3学年及び第4学年〕

1 目標

- (1) 地域の産業や消費生活の様子，人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし，地域社会の一員としての自覚をもつようにする。

(2) 目標

誰にでも紛争は起こることであり，紛争を解決しようとする態度や紛争を解決する方法として第三者を交えた調停があることを知る。

(3) 指導計画

1 時間目…けんかの解決方法を考えよう「交渉編」(本時1)

2 時間目…けんかの解決方法を考えよう「調停編」(本時2)

4 本時

(1) 目標

(本時1)

学校生活でも起こり得る友達同士の紛争という具体的な場面について映像(問題提起～2:25まで)を視聴して把握したり，友達と対話をしたりすることを通して，紛争を解決することの難しさを実感する。

(本時2)

紛争を解決する映像(展開1，展開2，展開3)を視聴し，「あんなに怒っていたヒロトさんとレンさんが仲直りできたのはなぜか」について話し合う活動を通して，アオイさんの役割に注目し，社会ではアオイさんの役割を裁判所が担っていることを知ることができる。

(2) 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
本時1 導入 (10分)	けんかに関するアンケートの結果【別紙1】から学級の傾向をつかむ。 <ul style="list-style-type: none"> ・4年生になってけんかした相手…友達(12人)，弟妹(10人)，兄姉(9人)等 ・けんかをした理由…取り合い(12人)，自分勝手(9人)，ゲーム・遊び(5人)等 ・けんかをした後，相手にどんな行動をとったか…無視・知らん顔(9人)，ふてくされる(8人)，あやまる(4人)等 ・けんかして仲直りできなかったらどうするか…何もしない(18人)，相談(5人)，待 	・事前にアンケートを行い集計しておく。

	<p>つ（4人）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校で友達同士がけんかをしていたらどうするか…けんかを止める（18人），相談にのる（9人），声をかける（6人）等 <p>アンケートの1位をつなげると、「友達と取り合いのけんかをして、相手を見殺し、何もしないでいる子」が多いといえることに言及。</p> <p>一方で、友達がけんかをしていたら「けんかを止めたり、相談にのる」行動をとるという結果も出ていることに言及。</p>	
<p>展開① (35分)</p>	<p>具体的な場面を基にして、紛争の解決方法を探っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「友達とけんかになる場面ってやっぱりみんなの周りにもあるんだけど、今日はね。ヒロトさんとレンさんの場合を見て欲しいんだよ。」と伝え、「けんかの解決方法を考えよう！」の映像（問題提起）を視聴する。【約2分40秒（～2：40）】 ・「レンさんがヒロトさんにマンガの本を貸したこと」，「二週間後に表紙の破れたマンガの本が返却されたこと」を全体で共有し，何が起きているのかについて児童間で話し合う。（約25分） ・ヒロトさんが悪いと考える意見やレンさんが悪いと考える意見を発表していくことで，解決の難しさを児童は実感し，「どうしたら解決できるのだろう」という次時につながる思いをもつ。（約10分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材にはヒロトさんとレンさんが紛争状態になった際に，後列に座っているアオイさんが登場し「ヒロトとレンに仲直りしてほしいけど，どうしたらいいんだろう？…」とつぶやく場面がある。紛争は利害関係のない第三者の助言や仲立ちによって解決することも少なくない。ここでは，児童に“ヒロトさんとレンさんのみでは解決が難しいこと”，“二人の会話だけでは情報が少なすぎて解決の糸口が見いだせないこと”を，話し合いを通して児童が実感できるようにしたい。 ・「（ヒロトさんがマンガを）他人に見せた？」，「ヒロトさんの知っている人が破いた？」など現段階では出てきていない情報を板書することで，児童が情報の少なさを実感する。

<p>本時2 展開② (35分)</p>	<p>紛争が解決した場面を基にして解決に必要なことを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前時の話し合いから、解決が難しい状況にあることを確認し、「この話には続きがあってね。」と伝え、「けんかの解決方法を考えよう！」の映像(展開1, 展開2, 展開3)を視聴する。【約10分(2:40~12:30)】 ・「あんなに怒っていたヒロトさんとレンさんが仲直りできたのはなぜ？」と発問し、児童間で話し合う。 ・ヒロトさんとレンさんが仲直りできた背景にはアオイさんの助言や仲立ちがあることを確認する。(約20分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・アオイさんの役割についての意見を板書し、児童がアオイさんの役割に注目するようにする。
<p>展開③ (10分)</p>	<p>アオイさんの働きを通して裁判官(裁判所)の役割の一つを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大人の世界(実社会)で紛争が起きた際にどう解決しているのか知っているか？」と問いかける。 ・児童の発表した言葉(キーワードのみ)を板書する。(約10分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道やテレビ番組等で、裁判について耳にしたことのある児童も多い。児童の発言内容を受け入れつつ、明らかな間違いや思い込みがある際には訂正したり、表現を緩和するように支援したりする。

(3) 実践報告(成果と課題など)

ア 成果

- 紛争は誰にでも起こり得る身近な出来事という意識を児童が持てた。
- 紛争を解決する第三者になろうという児童の意欲が高まった。
- 社会の仕組み(紛争を解決する場としての裁判所の役割)を児童が知識として得た。
- 紛争解決には「正直さ」「素直さ」「公正さ」「公平さ」が必要であるという視点を児童が得た。
- 友達との対話を通してより良い方法を考え出そうとする児童の姿勢があった。

イ 課題

- 今回の内容理解、授業のねらいが一部の児童には届いていなかった(紛争と自分には関係ないという思いをもっている。)

- 児童の価値観が映像の解決方法（サイン入りのマンガの本＝新品のマンガの本＋レアカード5枚）と重なっていたのかという点で疑問が残る。
- 解決方法に金銭的な視点が入ったことにより、今後の児童同士で起こり得る紛争解決に金銭的な解決方法を見い出していこうとするのではないかとという不安が残る。
- 上記の疑問や不安を解消するため、他にどのような解決方法が考えられるかを児童が考える活動を展開することもよいと思われる。また、教材で提示された解決方法は、飽くまでも一つの例であり、当事者の気持ちに寄り添って具体的解決方法を決めることが重要であることを伝えることも有益と思われる。

ウ 児童の声

- 今日はけんかの止め方を勉強できました。アオイさんもとても考えていてくれたことがわかりました。
- ちゃんと理由を聞けばよく分かったから、これからの学校生活にいかしたいです。
- 今日はアオイさんがうまく解決できたけど、できない場合もあるからけんかしないでほしい。けんかしちゃったら自分からあやまろうと思った。
- これからもクラスでこういう話を解決してみたい。裁判のこともよく知れた。（映像の）最後の解決のところがスカッとした。またやりたい。
- 今日の授業で中に人が入れば何とかおさまるけど、二人の気持ちが賛成することも大切だと思いました。
- アオイさんの正義がすごいね。
- 勇気を出して言える人はすごい。
- お互いの気持ちを考えれば解決方法が分かる。
- やっぱりけんかするほど仲が良くなるというのは本当だと思った。
- ヒロトさんの意見とレンさんの意見両方の人の立場をみんなで考え白熱できたのがよかった。
- けんかをしていたら止めなければいけないのは分かるけれど、どうしたら仲直りの方針に行けるかが思いつかなかった。相手によりそってしっかり話したい。

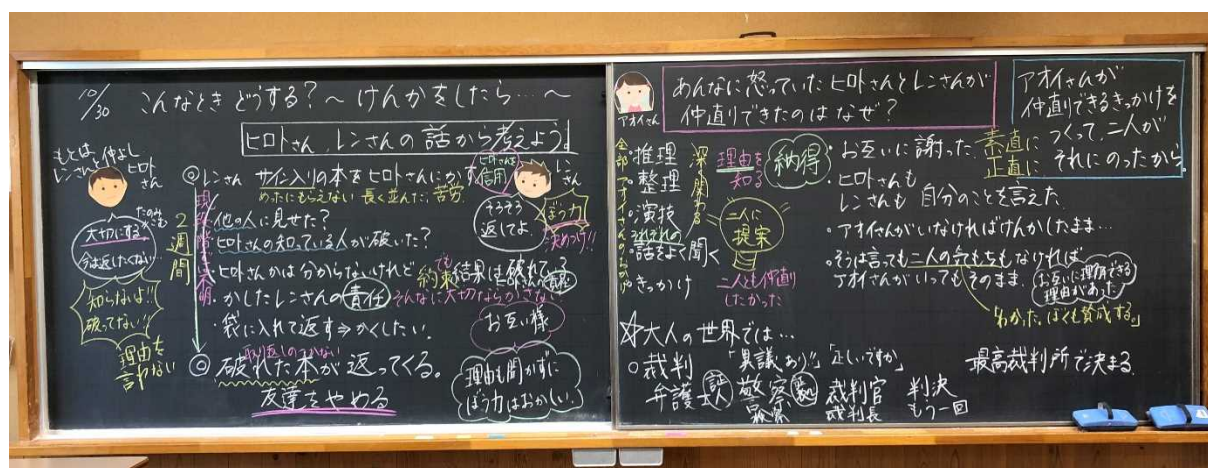
(4) 参考資料（使用教材・資料，授業の様子・板書など）

- ア アンケート結果
別紙1のとおり。
- イ 配布資料
別紙2のとおり。

ウ 裁判について知っていることを語る児童の姿



エ 板書



5 参考：新学習指導要領における位置付け

新学習指導要領

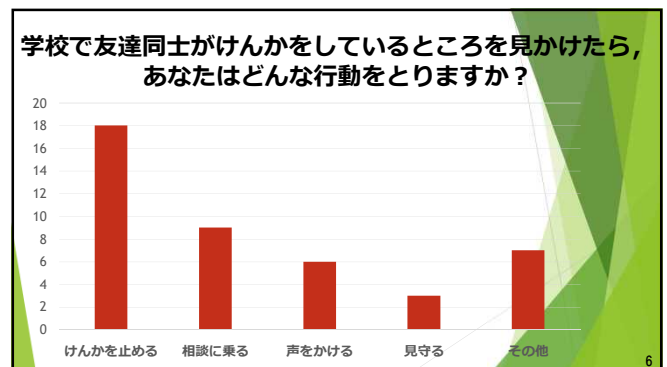
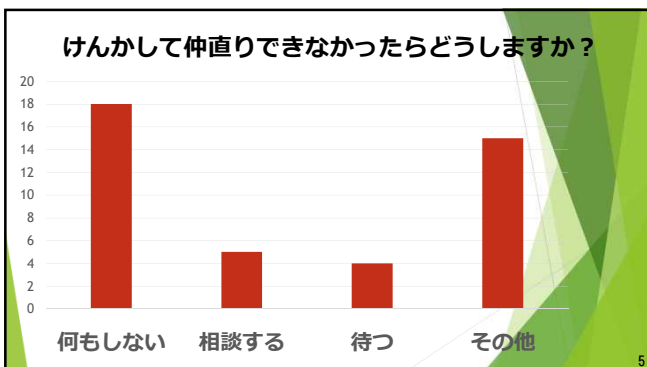
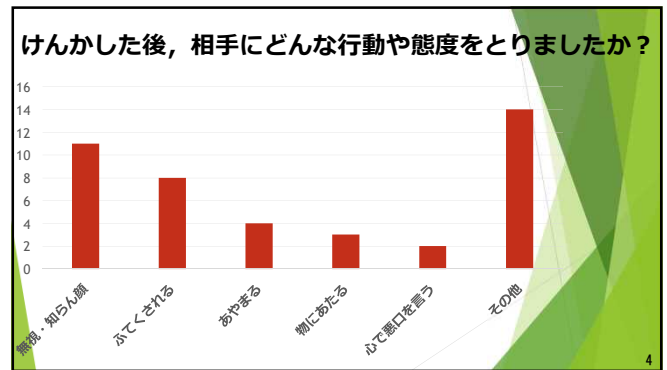
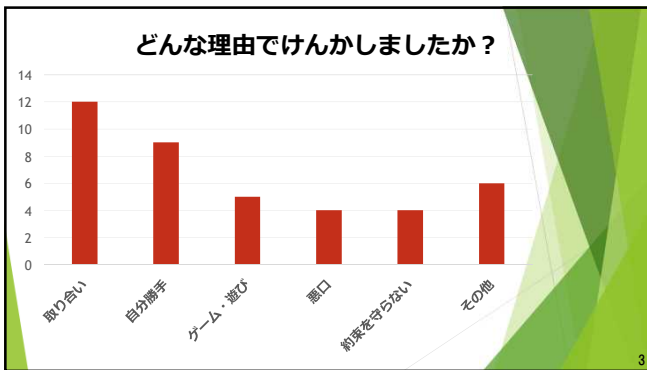
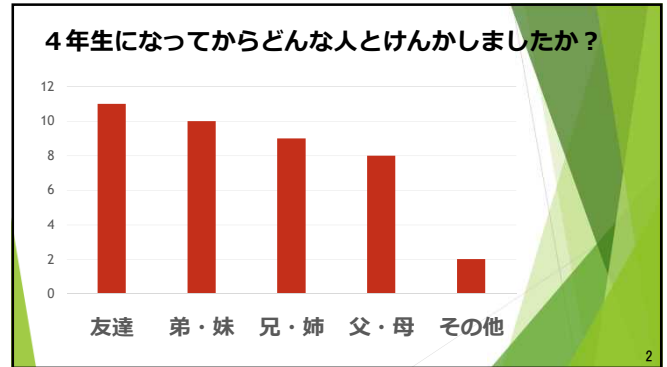
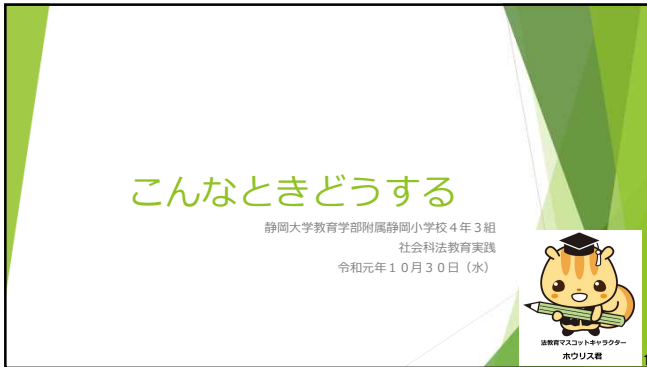
特別の教科 道徳

「3 単元等」に示したとおり。

社会科「第4学年」

1 目標

- (3) 社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養う。



こんなときどうする?~ワークシート1~

名前 ()

それぞれどんなことに怒っているの?

メモ

メモ



こんなときどうする?

令和元年10月31日

法教育推進協議会教材作成部会委員 櫻井正義
(東久留米市立本村小学校主任教諭)

法教育授業実践報告
(小学生向け法教育視聴覚教材「約束って何だろう?」)

- 1 実施日時
令和元年7月12日(金)午後1時35分～午後3時10分(第5・6時限)
- 2 実施校等
 - (1) 実施校
東久留米市立本村小学校
 - (2) 学年
第6学年
 - (3) 教科等
特別活動
 - (4) 指導者
同校主任教諭 櫻井正義
- 3 単元等
 - (1) 単元(学習指導要領における位置付け)
「約束って何だろう?」
(小学校学習指導要領)
特別活動
〔学級活動〕
 - (2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全
イ よりよい人間関係の形成
 - (2) 目標
「約束をすること、守ること」の意義について改めて考えさせる。
 - (3) 指導計画
 - 1時間目 約束をすること、守ること(本時)
 - 2時間目 貸し借り(本時)

4 本時

(1) 第1時

ア 目標

約束についての関心を高め、約束をすること、約束を守ることについて考える。

イ 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (6分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ものの貸し借りをめぐるトラブル ●アンケートの集計から、ものの貸し借りをめぐりトラブルがあることに気づく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前にアンケート調査を行う【別紙1】（冊子教材P37）。
展開① (9分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・約束をすること（約束の自由） ●児童に資料1【別紙2】（冊子教材P39）及びワークシート1【別紙3】（冊子教材P38）を配布する。 ●「約束って何だろう？」の映像（問題提起1）を視聴する。【約1分50秒（～1：50）】 ●資料1（できごと・その1）から、貸す側、借りる側の問題点を整理し、「約束をすること」について考える。 ●ワークシート1に、貸す側、借りる側の問題点を記入させ、発表させる。（約7分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸す側、借りる側の双方の問題点を児童から出させて、そこから約束の自由の考え方をつかませる。 ・借りる側（アラタさん・Bさん）が返さなければならないのは当然であるが、そこにとどまることなく、双方の問題点を引き出す。
展開② (20分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・約束を守ること（約束を守る責任） ●「約束をすること」について知る。 ●「約束って何だろう？」の映像（解説1-1）を視聴【約1分50秒（1：50～3：40）】 ●ワークシート1に、どうすればトラブルを防ぐことができたかを記入させ、発表させる。（約6分） ●「約束って何だろう？」の映像 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸す側（ユウマさん・Aさん）は「いやだから貸したくない」と言ってよいことに触れる。

	<p>(解説1-2)を視聴する。【約2分20秒(3:40~6:00)】</p> <p>●資料2【別紙4】(冊子教材P40)を配布する。</p> <p>●資料2(できごと・その2)の問題点から、「約束を守ること」について考える。</p> <p>●「約束って何だろう?」の映像(問題提起2)を視聴する。【約1分10秒(6:00~7:10)】</p> <p>●ワークシート1に、貸す側(ユウマさん・Aさん)は約束した日付よりも前にゲームを返してもらうことができるかどうかを記入させ、発表させる。(約9分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2の問題点から約束を守る責任の考え方をつかませる。 ・約束をしなおすという方法もあることに気付かせる。 ・約束は契約ともいうということに触れる。
まとめ (10分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・改めて約束をとらえなおす ●「約束って何だろう?」の映像(解説2)を視聴する。【約2分(7:10~9:10)】 ●今後、人と約束をする時にどのようなことを心がけていくのか、自分の考えをまとめる。 ●ワークシート1に、今後約束をする際に心がけることを記入させ、発表させる。(約8分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブルがこじれてしまった時はどうしたらよいかについて、状況に応じて教師から話す。

(2) 第2時

ア 目標

貸し借りについて考え、約束をすること、守ることについての理解を深める。

イ 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (10分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・実社会の中の貸し借り ●児童にワークシート2【別紙5】(冊子教材P45)を配布する。 ●ワークシート2に、実社会の中の貸し借りにはどんなものがあるか記入させ、発表させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちが生活している社会に多くの貸し借りが存在していることに気付かせる。
展開① (10分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し借りのよさ ●ワークシート2に、どうして貸し 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸す側、借りる側の双方の

	借りをするのかを記入させ、貸す側・借りる側それぞれにとっての貸し借りの良いところについて発表させる。	立場から考えさせる。
展開② (15分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・返すということ ●ワークシート2に、期限を守らないこと（返さないこと）の影響を記入させ、発表させる。（約9分） ●借りた物を返さない人が増えたらどのような影響があるか考えさせ、発表させる。（約6分） ●「約束って何だろう？」の【発展1】【発展2】映像を視聴【約3分30秒（9：10～12：45）】 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約自由の原則の考え方を振り返らせる。
まとめ (10分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し借りについて ●ワークシート2に、「貸し借り」について今後気をつけたいことを記入させ、発表させる。 ●児童に「本時を振り返った考察」を記載させる。 	

(3) 実践報告（成果と課題など）

ア 授業の成果

授業の最後に、児童が「本時を振り返った考察」として記載した内容は以下のとおりであった（一部抜粋）。

- 約束の大切さが分かったので、これから生かしたい。
- 約束を守らないと自分も相手もいやな気持ちになるから、一度した約束は守らなければいけない。
- 約束を守らないのはいけないことで、守れない約束もしてはいけない。
- トラブルにならないよう、期限などをしっかり決めて約束をしたい。
- 物を借りたときは大切に扱い、元の状態で返さなければならないことが分かった。
- 物を借りたときは、約束した期限までに返さなければならないことが分かった。
- 物を借りたときは、貸してくれた人や次に借りる人のことを考えて使うようにしたい。

以上の記載からも、児童の多くは授業内容を理解し、単元の目標が達成できたことがうかがえる。

イ 指導上の留意点

今回は2コマで授業を行ったが、仮に1コマで授業を行うとすれば、第1時で扱った内容（「約束をすること、守ること」）を中心に扱い、第2時で扱った、

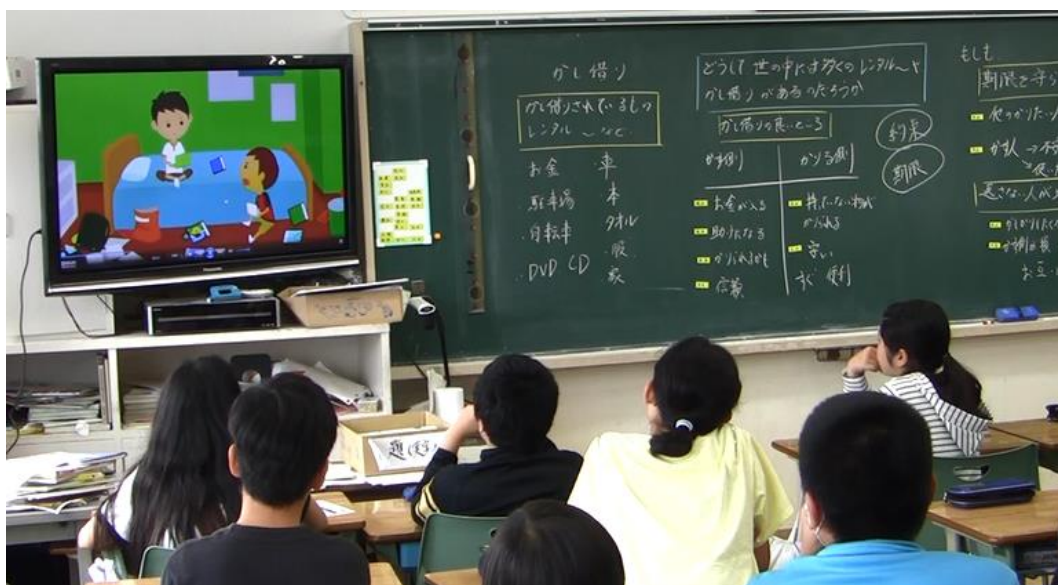
期限を守らなかったらどうなるか（「貸し借り」）という点も追加して考えさせるのが良いのではないかと考える。

(4) 参考資料（使用教材・資料，授業の様子）

ア 配布資料

別紙1ないし別紙5のとおり。

イ 授業の様子



5 参考：新学習指導要領における位置付け
新学習指導要領

・特別活動

「3 単元等」に示したとおり。

・特別の教科 道徳

C 主として集団や社会との関わりに関すること

[規則の尊重]

[第3学年及び第4学年]

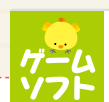
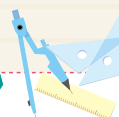
約束や社会のきまりの意義を理解し，それらを守ること。



ものを貸したり借りたりすることをめぐって、 トラブルになったり、いやな思いを したことはありませんか？



1 「何を」貸したり借りたりする時でしたか。



2 どんなトラブルでしたか。



できごと・その1 ゲームソフト①

ある日、Aさんの家にBさんが遊びに来ました。



Bさん おもしろそうだね。そのゲームソフト貸してよ。



Aさん え〜、まだ買ったばかりだし、あんまり使ってないんだよなあ。



Bさん いいから貸してよ。



Aさん でも〜。



Bさん 少しだけでいいからさあ〜。



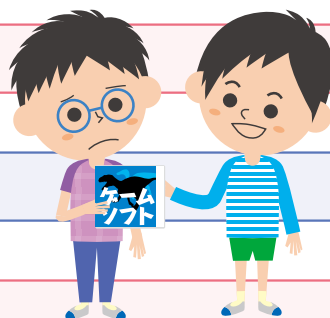
Aさん ……

(ゲームソフトをしづしづBさんに、渡す。)



Bさん じゃあね。

(Bさん、ゲームソフトを持って、家に帰る。)



すうじつご
数日後



Aさん ゲームソフト、どうだった？



Bさん いやあ、あのゲームおもしろいなあ。
もう少し貸してよ。いいだろう。



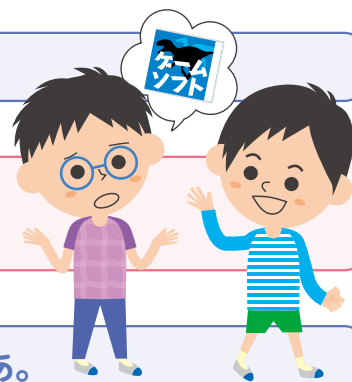
Aさん でも、そろそろ返してほしいんだけどなあ。



Bさん もう少しだけ使わせてよ。いいだろう。



Aさん ……





➡ 約束をすること, 守ること

ねん
年

くみ
組

ばん
番

なまえ
名前 ()



やく そく まも
「約束をすること, 守ること」

① ^{しりょう}資料1(できごと・その1) ^{かんが}から考えよう。



か がわ
借りる側 (Bさん) のよくないところ



か がわ
貸す側 (Aさん) のよくないところ



② どうすればトラブルにならなかったのでしょうか？

③ ^{しりょう}資料2(できごと・その2) ^{かんが}から考えよう。

- Bさんは、3日^{みっか}でゲームソフトを { 返^{かえ}したほうがよい ・ 返^{かえ}さなくてよい } と思う。
- それは、なぜですか？

④ ^{やくそく}約束をする時、これから気^きをつけたいこと^かを書こう。

できごと・その2 ゲームソフト②

ある日、Aさんの家にBさんが遊びに来ました。



Bさん おもしろそうだね。そのゲームソフト貸してよ。



Aさん いいよ。いつまで？



Bさん 1週間貸してくれる？



Aさん う～ん、少し長いなあ。5日間はどう？



Bさん うん、いいよ。



Aさん わかった、じゃあ、5日間ね。

いつか
5日



Bさん 必ず、返すね。



Aさん うん。約束だよ。

3日後、学校で



Aさん ゲームソフト、どうだった？おもしろかった？



Bさん いやあ、あのゲームおもしろいな。まだ、借りていていいんだよね。



Aさん ……実は、急にあのゲームをやりたくなっちゃってさあ。すぐ、返してほしいんだけど、いい？



Bさん え～。でも、5日間、貸してくれるって、約束したじゃない。



Aさん でも、ぼくのゲームだろう。返してくれよ。



約束をすること, 守ること

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()

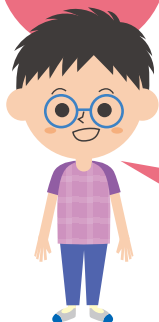


か か 「貸し借り」

① ^よ世の中^{なか}で^か貸し^か借り^かされているものにはどんなものがありますか。

Large empty dashed box for writing answers to question 1.

② 「^か貸し^か借り」にはどんな^{めん}よい面があるのだろうか。



Empty dashed box for writing about the lender's perspective.



Empty dashed box for writing about the borrower's perspective.

③ もし、^き期限^{げん}を守^{まも}らなかったら、だれにどんな^{めい}迷惑^{わく}がかかるのだろうか。



Large empty box for writing answers to question 3.

④ もし、^{かえ}返^{かえ}さない人^{ひと}が増^ふえたらどうなるのか。



Large empty box for writing answers to question 4.

⑤ ^か貸し^か借りを^きするとき^きに^き気^きをつけること。



Large empty box for writing answers to question 5.

令和元年11月5日

法教育推進協議会教材作成部会委員 磯山 恭子
(静岡大学教育学部教授)法教育授業実施者 杉本 傳
(静岡大学教育学部附属静岡小学校教諭)

法教育授業実践報告

(小学生向け法教育視聴覚教材「本当のことって何だろう?」)

1 実施日時

令和元年10月30日(水) 午前10時35分～午後零時15分(第3・4時限)

2 実施校等

(1) 実施校

静岡大学教育学部附属静岡小学校

(2) 学年

第6学年

(3) 教科等

社会科

(4) 指導者

同校教諭 杉本 傳

3 単元等

(1) 単元(学習指導要領における位置付け)

「もめごとの解決－国民の司法参加・ルールづくり－」

(小学校学習指導要領)

社会科

〔第6学年〕

3 内容の取扱い

(2)イ 国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加

(2) 目標

学校生活における身近なもめごとの事例を通じて、事実を正確に把握して評価し、またその事実に基づいて自分の考えを適切に表現するとともに、司法制度に対する関心を高め、国民の司法参加の意義を実感として理解する。

(3) 指導計画

1 時間目…みんなの利益にかかわるもめごとの解決(本時1)

2 時間目…本当のことって何だろう(本時2)

4 本時

(1) 目標

(本時 1)

学校生活における身近なもめごとの事例を通じて、事実を正確に把握して評価し、またその事実に基づいて自分の考えを適切に表現する。

(本時 2)

司法制度に対する関心を高め、国民の司法参加の意義を実感として理解する。

(2) 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
本時 1 導入 (5分)	<p>授業の流れ(本時 1)を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループで行うこと ・動画を視聴する前に立場を決め、視聴後、立場にたって意見を述べること ・グループで、最終判断をすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・動画を視聴した際、「さぼっていない」と感じる児童が多くいるため、視聴する前に、立場を決めておく。 ・決まった立場に立って、必要なメモを取るように声を掛ける。
展開① (60分)	<p>「本当のことって何だろう？」の映像(問題提起)を視聴する。【約7分50秒(～7:50)】</p> <p>グループで話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さぼったと言える」「さぼったとは言えない」と双方の立場の意見を伝え、グループでの判断を決める。 ・グループでの判断を決めていく際に、事実の確認やその事実に基づく考えを伝え合う。全体で話し合う。 ・展開①でグループで話し合った際のグループの判断や自分の判断、考えを基にして、話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動画視聴後も、内容を確認することができるよう、帰りの会の場面での発言を記載した資料【別紙】を配布する。 ・事実を整理しながら話し合えるよう、登場人物のイラストや名前を提示しておく。 ・ホワイトボードを用意し、グループで事実を確認しながら最終判断ができるようにする。 ・児童から、「どちらとも判断ができない」という声が出たら、「判断ができない」という最終判断もあり得ることを伝える。
本時 2 展開② (10分)	<p>判断する上で重要視した点、気をつけなければならぬと感じていた点を話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ここで問う内容は実際の裁判の判断とは違うため、展開①の活動から生まれてきた児童の考えを、尊重していく。 ・児童の中で、疑問が生じた考えに

		については、議論する時間を設ける。
展開③ (10分)	実際の裁判の役割を前提にすると、事例で出てきた登場人物と事例について判断した自分たちが、裁判官等の誰の立場に似ているのかを考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・得ている知識を基に児童が発言するであろう。適宜、補足説明を行う。 ・事例について判断してきたことが、裁判官と同様の役割であることを押さえた際、裁判員制度の話を取り上げ、司法参加への児童の意識を高める。
まとめ (5分)	授業の振り返りを行う。	

(3) 実践報告（成果と課題など）

ア 成果

- グループで話し合う活動を取り入れたことにより、多くの児童が考えを伝え合うことができた。
- 動画を初めて視聴した際、ほぼ全員が「さぼったとは言えない」という自身の考えをもっていたが、あらかじめ決められた立場でグループの考えを伝え合う活動をしたことにより、考えの変容が見られた児童が多くいた。また、考えを伝え合う活動の中で、展開②で問う内容が話し合われていた。
- 展開①において、児童が発言した「本人が『さぼってない』と言っている、周りが『さぼっている』と言っている、さぼったことになる。これはしょうがない」として議論する時間を設けたことにより、展開②に関わる内容を全体でも話し合うことができた。
- 展開③において、「どうして、本当の裁判では弁護人がいるのか」と児童が問いを生み出し、弁護人の役割について考え、理解を深めることができた。

イ 課題

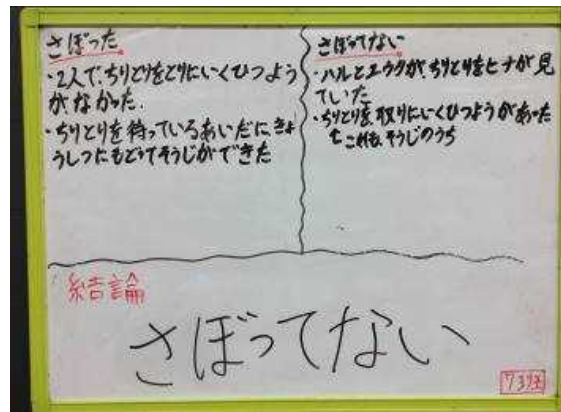
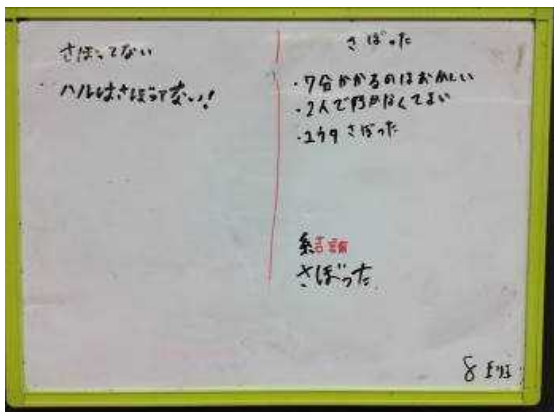
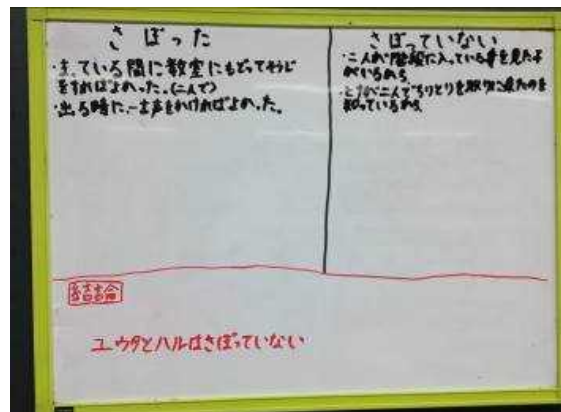
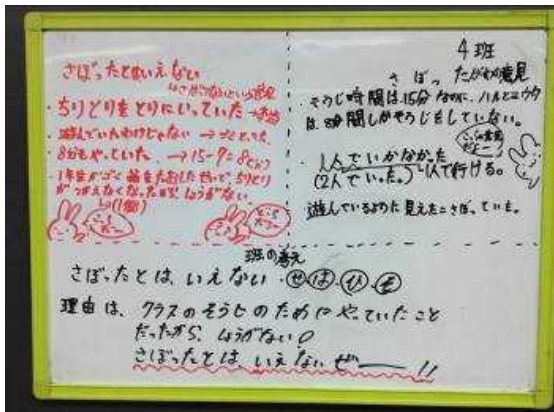
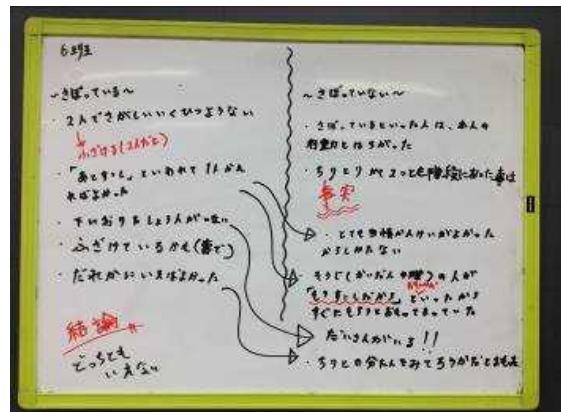
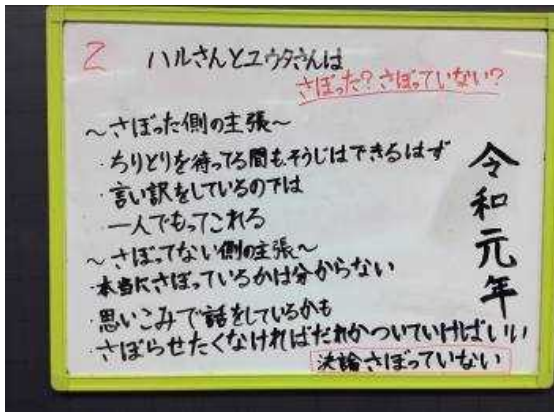
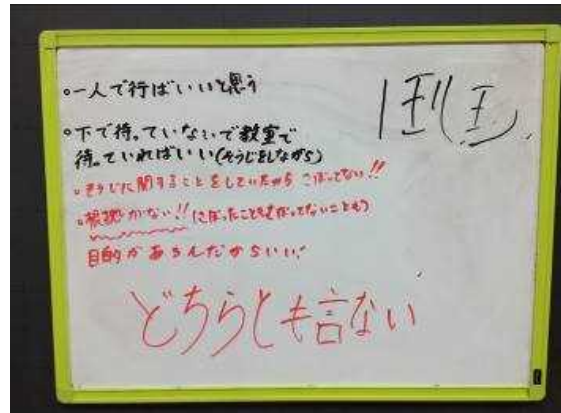
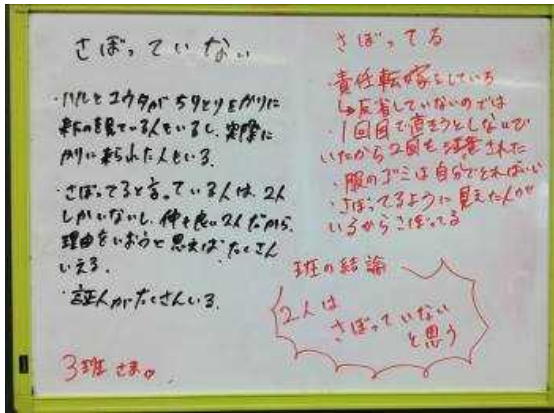
- グループで話し合った内容と全体で話し合った内容が重複した。
- そもそも「どういうことがさぼったということになるのか」、児童によりズレが生じていた。そのため、話合いの論点が、そのズレに関わる内容になってしまいがちであった。

(4) 参考資料 (使用教材・資料, 授業の様子・板書など)

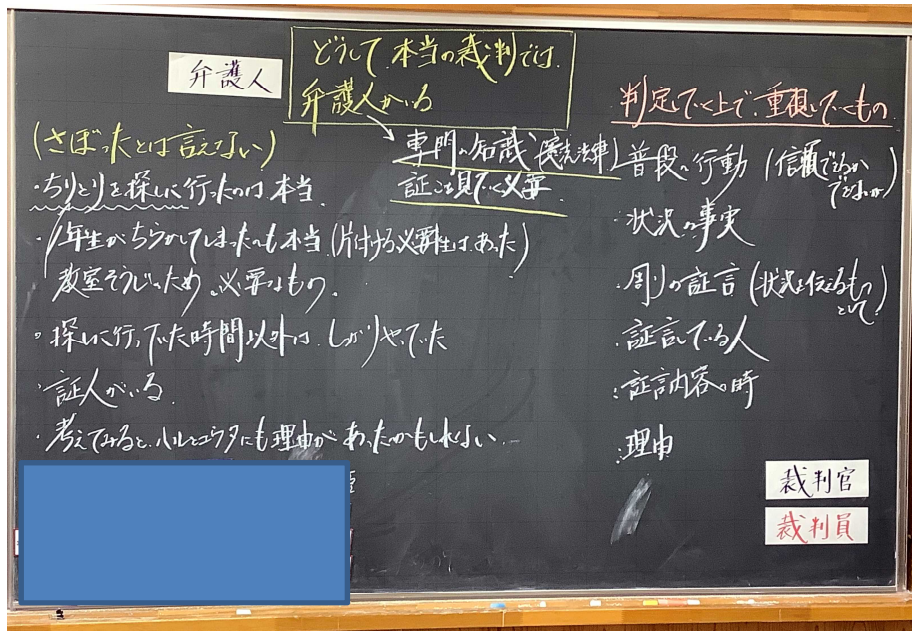
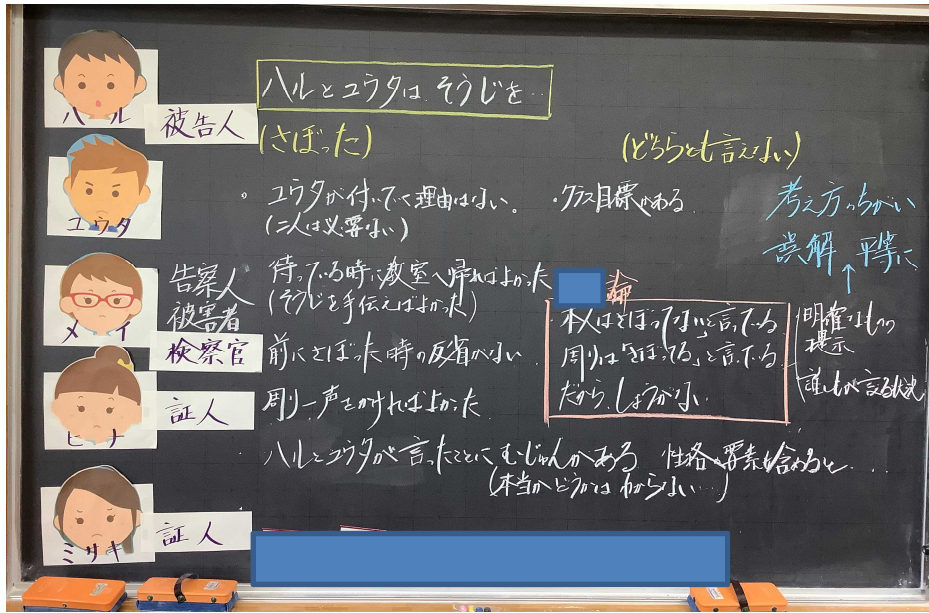
ア 配布資料

別紙のとおり。

イ グループで話し合った際のホワイトボード



ウ 板書



5 参考：新学習指導要領における位置付け
新学習指導要領
社会科

〔第6学年〕

3 内容の取扱い

(1)ア 国会と内閣と裁判所の三権相互の関連，裁判員制度

資料【帰りの会の場面を中心とした、登場人物の主な発言】

メイ 「掃除の時間は15分しかないのに、結局7分くらい帰ってこなかったの。これが初めてじゃなくて、2人はしょっちゅう掃除をさぼっておしゃべりしてるし、私が注意しても、言い訳ばかりで直そうとしない。今日はただでさえ1人欠席で当番の人数が少なかったから、残った人たちだけで机を運んだりするのは大変だったの。結局時間どおりには終わらずに、お昼休みのドッジボールもできなかったし。『掃除をがんばる』っていうのはみんなで決めたクラスの目標なのに、ハルさんとユウタさんの態度はどうかと思う。」

ハル 「僕は掃除をさぼってなんかいない。僕はほうきの当番だったから、ゴミを集めた後、ロッカーにちりとりを取りに行っただ。そしたら、ちりとりがなかったから、探しに行っただけだよ。それに、いつもさぼってるって言うけど、今まで僕とユウタさんが掃除中におしゃべりをして注意されたのは2回しかないよ。」

ミサキ 「ハルさんとユウタさんは掃除をしないでふざけていたと思う。いつもそうだし、もし本当にちりとりを探していたとしても、そのくらい1人でできるでしょ。2人で行く必要はないよね。」

ヒナ 「私は階段の掃除当番だったの。本当は階段でちりとりを2つ使うことはないんだけど、今日は1階で1年生がゴミ箱をひっくり返してしまって、その片付けをするのに、ダイさんが教室のもう1つのちりとりも持ってきてみたい。それで、ハルさんとユウタさんが私のところに来ただけど、私もちょうどちりとりを使ってて、すぐには返せなかったの。」

メイ 「ミサキさんは、ハルさんたちはふざけてたって言ってるよ？」

ユウタ 「ミサキさんはそう言うけど、ずっと階段の方を見てたなんて、ミサキさんの方がさぼってたんじゃないの。ミサキさんはメイさんと仲良しだから、僕らが悪いって思い込んでるんだよ。たしか、待ってる間にハルさんが服についたゴミを取ってくれたけど、それがふざけるように見えたんじゃないかな。」

令和元年10月31日

法教育推進協議会教材作成部会委員 櫻井正義
(東久留米市立本村小学校主任教諭)

法教育授業実践報告

(小学生向け法教育視聴覚教材「きめきめ王国(報道の自由と知る権利)」)

1 実施日時

令和元年10月11日(金)午後1時35分～午後2時20分(第5時限)

2 実施校等

(1) 実施校

東久留米市立本村小学校

(2) 学年

第6学年

(3) 教科等

社会科

(4) 指導者

同校主任教諭 櫻井正義

3 単元等

(1) 単元(学習指導要領における位置付け)

「わたしたちのくらしと日本国憲法」

(小学校学習指導要領)

社会科

[第6学年] (2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること

(2) 目標

- ・情報が制限されることによって生じる様々な不都合について考えることを通じて、情報を受け取ることの重要性(知る権利の意義)を理解する。
- ・自分たちが思ったことを自由に表現できることの重要性(表現の自由の意義)を理解する。

(3) 指導計画

1. 情報を自由に得られるということ（本時）
2. 思ったことを自由に言えるということ
3. インターネットの便利さと注意事項

4 本時

(1) 目標

情報が制限されることによって生じる様々な不都合について考えることを通じて、情報を自由に発信できること、情報を自由に受け取れることの重要性（「表現の自由（報道の自由）」と「知る権利」の意義）を理解する。

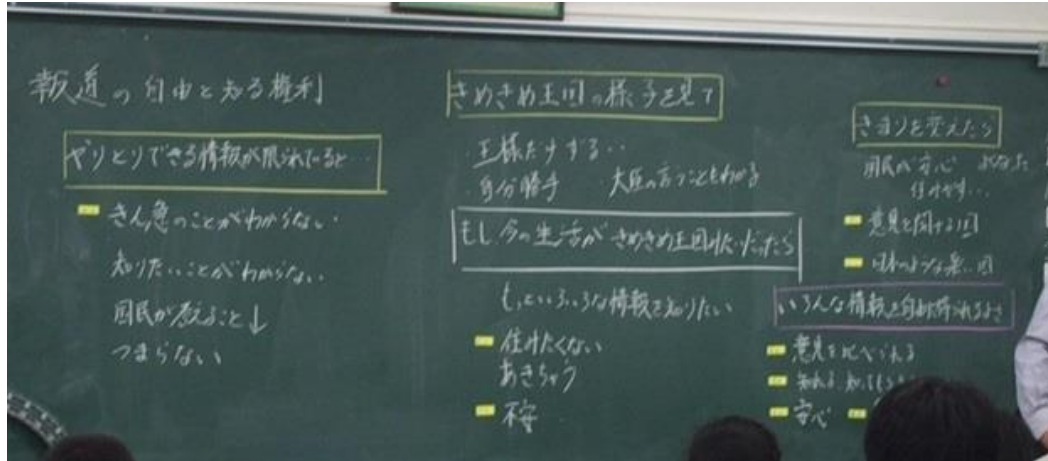
(2) 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
問題提起 (10分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の制限と私たちの生活 ○「きめきめ王国」の映像（問題提起）を視聴する。【約4分30秒（～4：30）】 ○「やりとりができる情報が制限されるとどのような問題が発生するか」について発表させる。 	※情報の入手が制限されているのではなく、王様がすべての情報について事前に確認し、許可を与えた情報しか国民には提供されないことの問題点を考えさせたい。
展開 (20分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ○「きめきめ王国」の映像（展開1）を視聴する。【約7分（4：30～11：20）】 ○「きめきめ王国の様子を見てどのように感じたか」について発表させる。 ○「もし今の生活がきめきめ王国だったらどうなるか」について発表させる。 ※ワークシート【別紙】（冊子教材P74）を使用。 	※この段階では、王様が情報を管理することについて、賛否どちらの意見があってもよい。
まとめ (15分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の役割・意義 ○「きめきめ王国」の映像（展開2）を視聴する。【約5分（11：20～）】 ○「きめきめ王国では決まりを変えたらどのように変わったか」について発表させる。 ○「いろんな情報を自由に得られることのよさは何か」について発表させる。 ※ワークシート【別紙】（冊子教材P74）を使用。 	※きめきめ王国のように、情報が監視・選別されることによって起こる問題、危険性について話し合い、情報が自由に発信できること、新聞やテレビなどのメディアが複数存在することの重要性について考えさせたい。

(3) 実践報告（成果と課題など）

ア 本教材は、構成が分かりやすく、児童は内容をよく理解できていたと考えられる。本単元の映像は、各チャプターの時間が約4分30秒から約7分程度であるが、児童の集中力は保たれていたようであり、各チャプターを途中で区切らずとも問題なく授業で取り上げることができた。

イ 上記各発問に対し、児童からは積極的な発言があった。
なお、児童の主な発言は以下の板書記載のとおり。



ウ ワークシート【別紙】の記載内容として以下のようなものがあった（一部抜粋）。

<p>もし、今の生活が「きめきめ王国」みたいだったら、 どう思う？</p>	<p>もし、今の生活が「きめきめ王国」みたいだったら、 どう思う？</p>
<p>国の危険を知りたいやない。 → 良いとはわりほじられて 靴 するが、 危険があるのが考えると不安になる。 もし危険があったら、国民の命に関わってしまう (対策がない)ので、不安がある。</p>	<p>王様の言うとおりにしないと違法 言うとおりにすると知りたいことが知れない。 王様が国を人の意見を聞かずに 操るのはひどい</p>
<p>テレビ、新聞、インターネットでいろんな情報を 自由に得られることのよさって何だろう？</p>	<p>テレビ、新聞、インターネットでいろんな情報を 自由に得られることのよさって何だろう？</p>
<p>比べたり、考えたりできて、ア行アが広がる。 危険なことも明確になるので、対策がとれる。 考えやす、安心感</p>	<p>真実を知って安心したりそのことに どのような対策を考えることができる かあるのか</p>

<p>もし、今の生活が「きめきめ王国」みたいだったら、 どう思う？</p> <p>王様のいいいがか 国民を不幸にしている。</p>	<p>もし、今の生活が「きめきめ王国」みたいだったら、 どう思う？</p> <p>私たちが知りたい情報たまたしても 王様が「タダ」といって分らないから 困る。 他の人のいけんをきけない。 悩んでいるかどうかも分らない。</p>
<p>テレビ、新聞、インターネットでいろんな情報を 自由に得られることによさって何だろう？</p> <p>自分の知りたいことを探せる 色々な人の情報を知ることが出来る があると思う</p>	<p>テレビ、新聞、インターネットでいろんな情報を 自由に得られることによさって何だろう？</p> <p>他の人の意見が分かる。 比べられる。</p>

(4) 参考資料（使用教材・資料、授業の様子・板書など）

- ア 配布資料
別紙のとおり。
- イ 授業の様子



5 参考：新学習指導要領における位置付け
新学習指導要領 社会科「第6学年」

(1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追及・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国

憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに、立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- (ア) 日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。



ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



「きめきめ王国」の国民が、テレビ、新聞、インターネットで
知ることができるのはどんなこと？



もし、今の生活が「きめきめ王国」みたいだったら、
どう思う？



テレビ、新聞、インターネットでいろいろな情報を
自由に得られることのよさって何だろう？



令和元年10月31日

法教育推進協議会教材作成部会委員 櫻井正義
(東久留米市立本村小学校主任教諭)

法教育授業実践報告

(小学生向け法教育視聴覚教材

「書き込む前に考えよう！(表現の自由と名誉・プライバシー)」)

1 実施日時

令和元年10月11日(金)午後2時25分～午後3時10分(第6時限)

2 実施校等

(1) 実施校

東久留米市立本村小学校

(2) 学年

第6学年

(3) 教科等

社会科

(4) 指導者

同校主任教諭 櫻井正義

3 単元等

(1) 単元(学習指導要領における位置付け)

「わたしたちのくらしと日本国憲法」

(小学校学習指導要領)

社会科

〔第6学年〕

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

(2) 目標

- ・自分たちが思ったことを自由に表現できることの重要性(表現の自由の意義)を理解する。
- ・インターネットにおける情報の交換の積極的意義を踏まえつつ、自分自身や他者のプライバシーについての意識を高める。

(3) 指導計画

1. 情報を自由に得られるということ
2. 思ったことを自由に言えるということ（本時）
3. インターネットの便利さと注意事項（本時）

4 本時

(1) 目標

表現の自由と、名誉・プライバシーといった権利の重要性と緊張関係を意識させ、特にインターネットを利用して情報を発信する場合に、情報の発信者の責任として、他者の権利に配慮すべきことを理解する。

(2) 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (10分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の自由と名誉 ○「書き込む前に考えよう！」の映像（問題提起1：ヒロさんの場合）を視聴する。【約2分30秒（～2：30）】 ○「ヒロさんの書き込みに問題はなかったか、どうすればよかったか」について発表させる。 ○「書き込む前に考えよう！」の映像（解説1）を視聴する。【約3分（2：30～5：23）】 	<p>※ヒロさんの書き込みを見た友達への反応に対する批判があった場合には、自分が同じ書き込みを見たらどういう印象を持つかを問い、考えさせる。</p>
展開 (25分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の自由とプライバシー ○「書き込む前に考えよう！」の映像（問題提起2-1：ナナさんの場合）を視聴する。【約1分（5：23～6：37）】 ○「ナナさんの書き込みに問題はなかったか、どうすればよかったか」について発表させる。 ○「書き込む前に考えよう！」の映像（問題提起2-2：ナナさんの場合）を視聴する。【約1分30秒（6：37～8：04）】 ○「自分についての各情報は誰になら知られてもいいか」について考えさせる。 ※ワークシート【別紙】を使用。 	<p>※ワークシートの「理由」は書けたら書く。まずは各事項について、どこまでなら知られてもいいかを考え、選ばせる。</p>

	○「書き込む前に考えよう！」の映像（解説2）を視聴する。【約2分（8：04～10：04）】	
まとめ (10分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の自由と他の権利との衝突・調整 ○「書き込む前に考えよう！」の映像（解説3）を視聴する。【約3分（10：04～）】 ○児童に「情報を発信するときに気をつけなければいけないこと」及び「本時を振り返った考察」を記載させる。 	

(3) 実践報告（成果と課題など）

ア 教材は、構成が分かりやすく、児童は内容をよく理解できていたと考えられる。

また、SNS等のインターネットメディアについては、最近では小学生でも触れる機会が増えており、児童にとって身近な題材であるため、取り組みやすいと思われる。

今回は社会科において実施したが、構成や解説を工夫することにより、5年生の情報の授業で取り組むことも可能であると考えられる。

イ 授業の最後に、児童が「情報発信するときに気をつけなければいけないこと」として記載した内容は以下のとおりであった（一部抜粋）。

- その情報が本当に発信していい情報かどうか、よく考えてから発信する。
- その発信で誰かが傷つかないか考えて、人が嫌がる情報は発信しない。
- 本当かわからないことを発信しない。
- 発信してよいと思うことは、人によって違うから、友達のことや友達と写っている写真を発信するときには、発信していいかどうか本人に確認をする。自分だけで決めつけない。
- 個人情報には発信しない。

ウ 授業の最後に、児童が「本時を振り返った考察」として記載した内容は以下のとおりであった（一部抜粋）。

- 表現の自由とプライバシー権の2つの権利をどちらも大切にしなければいけないことが分かった。
- 情報の大切さが分かった。
- プライバシーや表現の自由を両立するのは難しそうだった。
- これからネット（SNS）を使うときは、表現の仕方や個人情報に気をつけたいと思う。
- 人にはそれぞれ知られたくないことなどがあるから本当に流してもいい情

報かチェックしてから発信する。

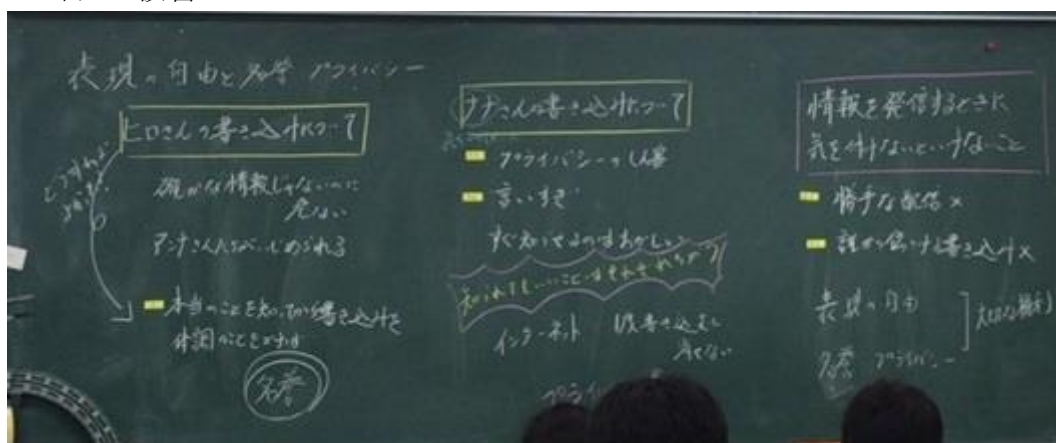
- 相手の名誉やプライバシー権などを守っていきたいと思った。
- 勝手に人の個人情報をSNSに流したりしちゃいけないと思う。今日のこと
で「情報」というものがすごくわかった。
- 情報をよく知って情報を人が嫌がらないように出す。これを一人一人がやれば
すごくいい国になると思う。

(4) 参考資料（使用教材・資料、授業の様子・板書など）

ア 配布資料

別紙のとおり。

イ 当日の板書



5 参考：新学習指導要領における位置付け

新学習指導要領 社会科「第6学年」

- (1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追及・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 日本国憲法は国家の理想，天皇の地位，国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや，現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに，立法，行政，司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

- (ア) 日本国憲法の基本的な考え方に着目して，我が国の民主政治を捉え，日本国憲法が国民生活に果たす役割や，国会，内閣，裁判所と国民との関わりを考え，表現すること。

ワークシート

名前（ ）

○ 自分についての情報、だれになら知られてもいいですか？

次のことごとについて、以下の①から⑤の中から当てはまるものを選んで、番号とそう思った理由を書きましょう。（番号は、2つ以上選べます。）

- ①だれにも知られたくない
 ②仲のいい子になら知られてもいい
 ③家族になら知られてもいい
 ④クラス全員に知られてもいい
 ⑤だれに知られてもいい

自分についての情報	番 号	理 由
住所・電話番号		
好きな人		
好きな食べ物		
身長・体重		
ゲームやSNSの ID・パスワード		
テストの点数		
いま困っていること		
貯金		
きれいな食べ物		